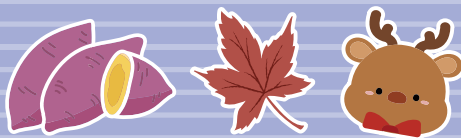


いよし 社協だより



伊予市社協 HP



伊予市社協
Instagram

ちよつと一休み…



食欲の秋、芸術の秋、紅葉の秋、読書の秋と様々な秋がありますが、今回、運動の秋！ということで、あいみんと職員がリレー練習をしに、しおさい公園にやってきました！

いよし社協
イメージキャラクター
あいみん。



ちゃんと
準備運動
したよ～



目次

令和7年度伊予市社協会員加入のお礼……………	P2
歳末たすけあい募金・ふれあいの集いについて ……	P3
家計改善セミナー、 就労・生活支援サポーター養成講座 ……………	P4
フードドライブ提供のお願い・ヘルパー募集 ……	P5
ケアマネ便り ……………	P6
じゅらく生きがい活動センターデイサービス、 高齢者見守り員定例会 ……………	P7
ばかりん通信 ……………	P8・9
まごころ銀行、弁護士相談等予定表 ……………	P10



社会福祉法人
**伊予市
社会福祉協議会**
〒799-3113 伊予市米湊723-1
TEL 089-983-6224
FAX 089-983-3253
<http://www.iyo-shakyo.jp/>

いよし社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分金を制作費の一部に充当させていただいています。

令和7年度 伊予市社会福祉協議会会員加入のお礼

今年度も、市民の皆さま、事業所の皆さまなどから、貴重な会費をお納めいただきました。心よりお礼申し上げます。
また、会費の納入にご配慮を賜りました広報区長さま・協力員（広報委員）さまをはじめ、ご協力いただきました関係
皆さまに深く感謝申し上げます。

	金 額	備 考
一般会費	4,730,950 円	伊予地区 3,893,950 円
		中山地区 363,500 円
		双海地区 473,500 円
特別会費	646,948 円	個 人 453,608 円
		事 業 所 193,340 円
合 計	5,377,898 円	

（令和7年10月3日現在）

- 特別会費の個人の方々は、民生児童委員の皆さま、市議会議員・市役所管理職員の皆さま他です。ご加入いただき、ありがとうございました。
- 特別会員としてご加入いただきました事業所の皆さまは次のとおりです。
ありがとうございました。（令和7年10月16日現在）

《伊予地区》

（順不同・敬称略）

伊予テックサービス 株式会社	山陽刷子 株式会社	株式会社 橋本測量設計
有限会社 伊予開発	有限会社 隅田建設	社会福祉法人 愛信会 森の園
伊予市管工事業協同組合	株式会社 オカベ	株式会社 大塚建設
四国森紙業 株式会社 伊予事業所	愛媛県建設業協会 伊予支部	えひめ中央農業協同組合 伊予中央支所
有限会社 ツバメハイヤー	有限会社 近松自動車商会	栄養寺
医療法人 光風会 永井クリニック	伊予漁業協同組合	公益社団法人 伊予市シルバー人材センター
株式会社 公益社	伊予商工会議所	西岡工務 株式会社
株式会社 伊予ブルドーザー建設	西岡建材 株式会社	ナガイ 株式会社
文具座やまさき	HondaCars 中央愛媛 伊予店	株式会社 弘陽工務
ウエルピア伊予FunSpace 株式会社	国際土建 株式会社	渡邊建設 株式会社
医療法人 敬史整形外科	株式会社 伊予観光タクシー	有限会社 城西調剤薬局 伊予店

《中山地区》

（順不同・敬称略）

伊予森林組合	有限会社 永井商会	有限会社 栄電機設備
株式会社 中山建設	株式会社 入本物流	岐阜プラスチック工業 株式会社 愛媛工場
入江工研 株式会社	えひめ中央農業協同組合 中山支所	株式会社 藤本建設

《双海地区》

（順不同・敬称略）

有限会社 園芸自動車修理工場	有限会社 北風正高商店	藤岡工業 株式会社
源田自動車	えひめ中央農業協同組合 双海支所	さら

《市外》

（順不同・敬称略）

株式会社 日本交通社	有限会社 ひまわり商会
------------	-------------



12月1日から12月31日までの1か月間、 『歳末たすけあい募金運動』 が全国一斉に始まります。

つながり
ささえあう
みんなの
地域づくり

地域に住む誰もが、安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに向けて、皆さまのご理解とご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。



歳末たすけあい運動とは…

毎年12月に「共同募金運動」の一環として、地域の社会福祉協議会が中心となって実施しています。この運動は、戦後の混乱期に、市民の助け合いの精神により、生活に困窮する人々に対する物資の持ち寄り運動として始まりました。その後、時代や福祉課題の変化に応じながら、地域での安心・安全な暮らしを支えるための貴重な募金として、さまざまな取り組みに活用されています。

令和7年度の歳末たすけあい募金はこのように役立てられます。

小地域での 『歳末ふれあいの集い』 の開催



放課後児童 クラブでの 『クリスマス会』の開催



ひとり暮らし 高齢者への 友愛訪問



『歳末ふれあいの集い』を開催しませんか

歳末たすけあい運動の一環として、高齢者等を対象とした地域住民が支え合う小地域の福祉活動を行うグループに対して開催費用を助成します。

【参加対象者】 令和8年3月31日時点において75歳以上の高齢者、障がい者及び児童（障がい者は年齢を問いません）

【開催内容】 レクリエーション、クリスマス会、食事会、お茶会など

【配分額】 7名以上が参加するグループに対して、高齢者及び障がい者の参加者は一人あたり1,000円、児童の参加者は一人あたり600円

【申請締切】 令和7年11月20日（木）

【その他】 申請書類は伊予市社会福祉協議会各事務所にあります。

昨年度まで感染症対策として、品物配付を可能としておりましたが、今年度より集合形態での開催を原則とします。

子育て
世代向け

お金の勉強会を開催



本セミナーでは、子育てに関わる方に、家計管理や保険、ローン・クレジットについて広い内容を、講演＋ワークで学んでいただき、これからの子育てや、子ども子育て支援に活かしていただきたいと思います。

今の家計状況で良いのかな？
老後の資金は大丈夫かな？
教育資金はどうしよう…
もし自分の身に何かあったら…



こんなお悩みが
増える時期だからこそ
今備えましょう



日時：12月19日(金) 13:30～15:00
定員：約20名(参加無料) 託児所あります♪
会場：伊予市総合保健福祉センター2階 会議室
対象：子育て世代の方、これから子育てが始まる方
子育て支援に携わる方
興味・関心のある方 等
申込：12月12日(金) メ切



講演内容

「家族を守る！
ピンチに備える家計管理」



講師

SMBC コンシューマーファイナンス株式会社
社会的価値創造推進部 金融経済教育グループ
井上 真穂 様

お問い合わせ：伊予市社会福祉協議会
(伊予市総合保健福祉センター2階)
〒799-3127 伊予市尾崎3-1
TEL：089-982-0393 / FAX：089-982-0394



伊予市社会福祉協議会
イメージキャラクター
あいみん。



←
お申し込み
フォームは
こちら

伊予市社会福祉協議会 就労準備支援事業

令和7年度 就労・生活サポーター養成講座を開催しました！



10/6(月)に就労・生活支援サポーター養成講座を開催しました。

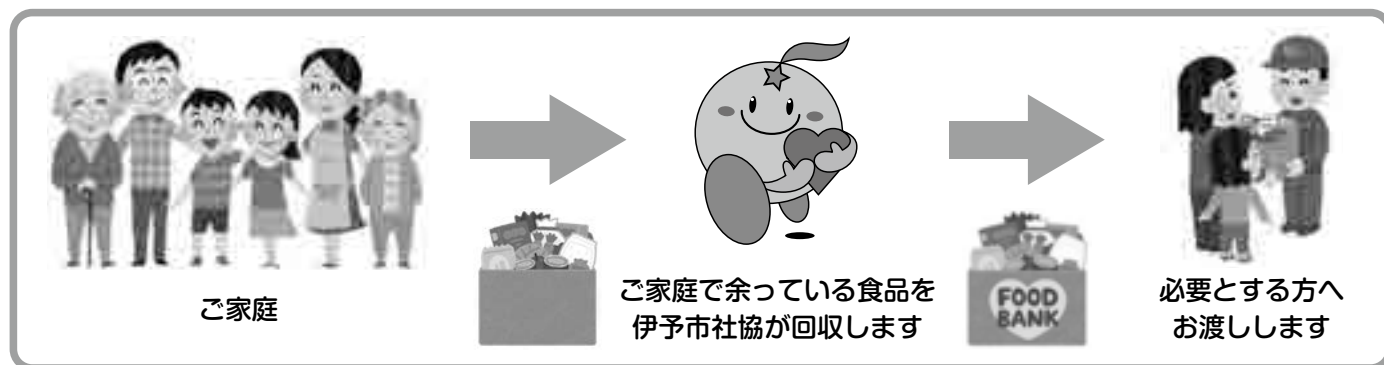
本研修では、就労に対して、不安や引きこもり・長期離職等で社会参加への一歩が踏み出せない方への支援を先進的に行っている愛媛県労働者福祉協議会より「愛媛県労福協における居場所づくりについて」と題し、労福協の役割・居場所支援で実際に対応した事例を基にお話頂きました。

対象者の方の中に存在する力を信じた「待つ」支援と傾聴・声掛け、利用者同士の雑談の中で生まれる気づきによって、ご本人の潜在的な力を、最大限引き出し、社会参加の実現を図る支援を行っているというお話でした。

本人のリズム・ペースを尊重した関わりが、本人の心の安心安全を生み、社会参加への一歩へと繋がるということを教えていただきました。



食品のご提供にご協力ください!!



フードドライブ回収リスト

お持ちいただきたい食品

- 賞味期限が2か月以上あるもの
- 常温保存が可能なもの
- 未開封で破損等がないもの
- 米 / 缶詰 / 乾麺 / インスタント食品
- レトルト食品 / 飲料

受付できない食品

- 賞味期限が2か月未満のもの
- 開封済みのもの
- 賞味期限が明記されていないもの
- 生鮮食品、アルコール類、サプリメント、冷蔵冷凍品等

ご家庭で余っている食品を伊予市社協が回収し、緊急で食糧支援を必要とする生活困窮世帯の方等へ配布し、生活の安定及び改善に努めております。食品提供にご協力いただける方、生活にお困りの方は伊予市社協までお問い合わせください。



ヘルパーさん随時募集しています

職 種	採用人数	勤務形態	賃 金
非常勤 訪問介護員	若干名	日数や時間帯は応相談	1,090 円／時間 資格・経験年数・勤務実績に応じた加算別途有

- **応募資格** 介護福祉士・ホームヘルパー2級（初任者研修）資格以上・看護師のうちいずれかに当する方。
普通自動車または原付バイクの運転ができる方。
- **勤務場所** 伊予・中山・双海のいずれかの訪問介護事業所
- **応募方法** 市販の履歴書に必要事項を記入し、免許証・資格証等の写しを添えて、持参または郵送してください。



書類提出・
お問い合わせ

伊予市社会福祉協議会 総務福祉係 ☎ 089-982-0393
〒799-3127 伊予市尾崎3-1（伊予市総合福祉センター）





ケアマネ便利



○福祉用具貸与とは

福祉用具貸与とは、介護保険制度の居宅サービスの一つです。利用者が可能な範囲で、自立した生活を在宅で送れるように、様々な福祉用具をレンタルできるサービスです。サービスの利用は、**介護保険の対象**となり、**自己負担は1～3割**で済むため、レンタルにかかる費用的な負担が軽減されます。

○介護度別一覧 福祉用具貸与の対象になる13品目

☆要支援1・2、要介護1～5のすべての方が利用できる福祉用具は以下の通りです。

①手すり	取付工事が必要ないものが対象。
②スロープ	取付工事が要らず、段差の解消を目的とするものが対象。
③歩行器	歩行が難しい利用者が歩いて移動する際に、体重を支えられるもので、以下のどちらかに当てはまるものが対象。 ①身体の左右前方を囲んだつかむところがあり、車輪があるタイプ ②4本足があり上肢で掴まって移動できるタイプ
④歩行補助つえ	松葉づえやカナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ、あるいは複数の脚がある多点杖が対象。
⑤自動排泄処理装置	利用者本人・介護者が簡単に使用でき、尿や便が自動的に吸引されるもの。尿や便の経路部分が分割できる構造のものが対象。 ※ただし、排便機能があるものについては、要介護4・5の方のみが対象。

☆要介護2以上の方が利用できる福祉用具は、次の通りです。

※要支援1・2、要介護1と認定された方は、下記の福祉用具は原則として利用が認められていません。

しかし、医師の医学的な所見に基づき、ケアマネージャー等が必要性を判断し、「例外給付」の条件を満たすことが認められた場合、例外的にレンタル可能な場合がありますので、ケアマネージャーまでご相談ください。

⑥車いす	自走用標準型・普通型電動・介助用標準型の車いすが対象。
⑦車いす付属品	クッション・電動補助装置など、車いすと一体で使用するものが対象。
⑧特殊寝台	サイドレール取付け済み、もしくは取付け可能な以下どちらかが対象。 ①背部や脚部の傾斜角度が調整できるもの ②床板の高さが無段階に調整できるもの
⑨特殊寝台付属品	特殊寝台と一緒に使用され、マットレスやサイドレールなどが対象。
⑩床ずれ防止用具	以下の①②どちらかにあてはまるものが対象。 ①送風装置や空気圧調整装置がある空気マット ②減圧可能で、体圧分散効果のある全身用のマット
⑪体位変換器	体位保持のみを目的するものではなく、空気パッドなどを利用者の体の下に入れ込み、体位変換を簡単に行える機能があるものが対象。
⑫認知症老人徘徊感知器	認知症の方が家から出ようとした際に、センサーが感知して家族や隣人などに知らせるもの。
⑬移動用リフト	身体をつり上げ、体重を支える構造で自力での移動が難しい方の移動をサポートするもの。取付け工事が要らないものが対象。

事業所連絡先

〒799-3113 愛媛県伊予市米湊723番地1 伊予市社会福祉協議会 伊予事務所
電話 (089) 983-6224 FAX (089) 983-3253

2025年11月号





じゅらく生きがい活動センター デイサービスでの活動



じゅらく生きがい活動センターでは毎週木曜日にデイサービスをしております。

デイサービスでは、作品作りをしたり、お出かけをしたり、様々な活動をしています。今回は新聞紙を使つてのバッグ作りの様子を取材に行きました！

まず初めに、職員から使う材料について説明があり、1工程ずつ説明を受けながら作っていました。複数枚重ねた新聞紙を折る作業では、指先の力を使ったり、のりで貼り合わせる作業では、どこの部分にのりを付けたらいいのかなど、近くの方と話し合い協力して作ることができました！

新聞紙で作ったバッグはとてもしっかりしていて何を入れるかという話で大いに盛り上がりました♪取材に行った職員も制作し、お菓子入れとして使っています！

※現在、デイサービスの利用者は定員に達しているため、新規での募集は停止しております。



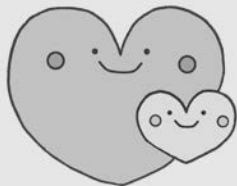
高齢者見守り員定例会を 各地区で開催しました！

10月2日に中山地区、3日に伊予地区、6日に双海地区で高齢者見守り員の定例会を開催いたしました。

今回は、伊予市役所商工観光課 消費生活相談員の方をお招きし、「デジタル時代における高齢者詐欺被害の事例紹介について」という内容でお話していただきました。

今ではほとんどの人が携帯電話やスマートフォンを持っている時代だからこそ起こる特殊詐欺について学びました。事例を用いてさらに理解を深めることもできました。参加された方からは「自分自身にもそういったメールが来るのでより一層気を付けようと思った」「地域での事前対策の大切さについて学ぶことができた」など、高齢者見守り員にとっても学びを深めることができるいい機会になりました。





伊予市ボラセン
イメージキャラクター ぽかりん

ぽかりん通信

伊予市内で活動しているボランティアグループの紹介や
色々なボランティア情報をお伝えします。

2025.11

【お問い合わせ】

伊予市ボランティアセンター

伊予市尾崎3-1

☎ 089-982-0393

目指せ！ バルーンアートマスター！

10月9・16・23日に、あーいバルーンの岡田様をお招きし、バルーンアートのボランティア養成講座を開講いたしました！

第1回目は、バルーンアートの基礎「初級編」、第2回目はバルーンアート「中級編」、第3回目はバルーンアートの応用編でした。今回12人の方に参加していただきました。ありがとうございました♪

今回、第1回目の初級編の様子取材してきました！



初級編ということで、今回は、バルーンを使っでのリース作りです！

ハロウィンも近いということで、ハロウィンカラーを選ぶ方もいました！

まず初めに、リースの中に入れる犬を作り、続いてリースの上につけるリボンを作り、最後、2本のバルーンを使いリースを作りました♪



分からないところは、ご近所さん同士で助け合い、無事作品が完成しました！

最後は、岡田様と参加者の方で集合写真をパシャリ！皆さん完成の達成感でとてもいい笑顔です😊

～トーンチャイムの調べ～

伊予市トーンチャイムグループ「ゆめ」による演奏会の開催!!

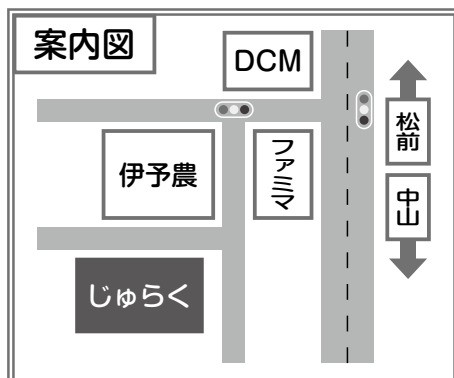
★ 私たち、伊予市トーンチャイムグループ「ゆめ」は、毎週火曜日の13時から、伊予市総合保健福祉センターで活動しております! 施設訪問や演奏会に向け、みんなで、和気あいあいと練習に励んでおります!

♪ 日時：令和7年12月9日 火曜日

♪ 場所：じゅらく生きがい活動センター
大集会室(伊予市下吾川1447-1)

♪ 時間：11:00～12:00

見上げてごらん夜の星を、涙そうそう、クリスマスソングなど
懐かしい曲から、脳トレ体操もあります。



入場料無料
どなたでもご参加
ください♪

この演奏会は、赤い羽根共同募金配分金により開催しております。

目でみることば

手話サロンの

毎月第3月曜日 13:30～15:00

(第3月曜が祝日の場合は第2月曜になります。)

伊予市総合保健福祉センター 2階

『手話に興味があるけど、どこに習いに行けばいいのかわからない...』と思っているあなた。

1回だけの参加もOKです!ぜひお越しください。

社会福祉の推進のために大切に活用させていただいています。



伊予市まごころ銀行では、市民の皆さまからの善意の預託（寄附）金品をお預かりし、預託された方々の意志に基づき福祉団体やボランティアグループ等にお送りするとともに伊予市社会福祉協議会が実施する子どもや高齢者、障がい者の福祉サービス事業等に活用させていただきます。皆さまのあたたかいご寄附を賜れば幸いです。

弁護士無料相談

13:30～16:00

■毎月第1・3水曜日

11月	5日・19日
12月	3日・17日
1月	7日・21日

- 初めての相談のみ
- 向井法律事務所 所属弁護士1名
- 相談時間は25分

税理士無料相談

13:30～16:00

■毎月第2・4火曜日

11月	11日・25日
12月	9日・23日
1月	13日・27日

- 四国税理士会松山支部所属税理士1名
- 相談時間は約30分

行政書士無料相談

13:30～16:00

■毎月第2金曜日

11月	14日
12月	12日
1月	9日

- 愛媛県行政書士会松山支部所属行政書士2名
- 相談時間は約30分

ひとりで悩まないで...
お気軽に
ご相談ください

全相談 完全予約制

☎982-0393

前日までに予約をしてください

- 場 所：伊予市総合保健福祉センター2階
(伊予市尾崎3-1)
- 留意事項：行政書士相談は、7日前までにご予約ください。

生活相談支援センターを開設しています

経済的な問題で困っている方、引きこもりやニート等で働くことに不安を抱えている方、家族のことで悩んでいる方等、どのようなお悩みでも構いません。一人で悩まず、ご相談ください。一緒に解決方法を考えます。

相談
窓口

《ボランティアセンター》

住所：伊予市尾崎3-1
伊予市総合保健センター2階
TEL：982-0393

《伊予事務所》

住所：伊予市米湊723-1
TEL：983-6224

出張相談
伊予

毎月第2・4火曜日 10:00～12:00

第2火曜日：11月11日(火)
じゅらく生きがい活動センター
第4火曜日：11月25日(火)
フジ伊予店

お知らせ 中山・双海地区での出張相談が隔月の開催になります！

出張相談
中山

日 時：偶数第3木曜日 10:00～12:00
毎 月：中山地域事務所
今月は、12月18日(木)です。

出張相談
双海

日 時：奇数第3木曜日 10:00～12:00
場 所：ほっこりカフェおたふく
今月は、11月20日(木)です。

コラム

第60回

社会福祉協議会 会長 上本 昌幸

人とはみな、よりよく生きたいと願い、そのための努力をするはずで、その願いや努力に対してどのような支援を行うかという所に課題があり、そのために人々はさまざまなあつて生きていかなくてはなりません。「支える」ことは実は「支えられる」ことなのですが、中々、気が付きにくいかもしれません。

参考 浅井 浩著

「日本の障害児(者)の教育と福祉」

「福祉」と「幸福」
「福祉」とは「幸福」と同じ「しあわせ」を意味することはです。日本国憲法三条には、「すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由、幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とあります。幸福追求といつても、人によって様々な捉え方、考え方、感じ方があります。「幸福」とは、一人ひとりの幸せを意味し、「福祉」とは、社会レベルの幸せを意味すると考えると理解しやすいでしょう。幸せの捉え方は、様々だとしなくても幸せの基になるのは、人としてよく生きるということであり、それは誰もが目指す目標だと思っています。

